

東京都公文書館だより

Tokyo Metropolitan Archives News

第4号

【編集・発行】

東京都公文書館

平成16年3月発行

【印刷】

三陽工業株式会社

「東京府及び東京市関連行政文書」の東京都指定有形文化財の指定について



東京府行政文書（明治期）

平成16年3月10日（東京都教育委員会告示第13号）をもって、東京都公文書館に所蔵されている「東京府及び東京市関連行政文書」33,042点が東京都教育委員会から東京都指定有形文化財（歴史資料）として指定されました。指定された理由は、次のとおりです。

慶応4年(1868)から昭和18年(1943)までの近代の首都東京の形成過程や基本政策を知り得る重要な資料である。のみならず、関東大震災の復興過程、また、学校史、社史編纂に必要な各機関・法人の設立・活動等を示す資料も多数含まれ、東京における社会、経済等歴史上重要な事象に関する遺品であり、学術的価値が高い。

各文書の内容は、当時の行政組織とその事務分掌に基づいた類別名による編纂がなされ、この編纂方法に文書保存年限制が加わり、均質な内容が継続的に残されている系統的な資料である。

以上のとおり東京府、東京市行政文書は近代東京における歴史・文化を知り得る貴重な一括資料である。

東京府文書・東京市文書が現在東京都公文書館で保存管理されているのは、昭和18年7月1日の東京都制（ ）に伴って設置された東京都庁が、従前の東京府庁と東京市役所で保存していた公文書を引き継ぎ、管理していたからです。この東京府文書・東京市文書の中には数量は少ないが、郡役所文書、区役所文書、編入町村役場文書が含まれています。以下、それぞれの文書群の内容と数量について説明します。

昭和18年7月1日に東京府と東京市を廃して、東京府の区域をもって、東京都が設置されました。（「東京都制」-昭和18年6月1日法律第998号-）

1 東京府行政文書

慶応4年(1868)に東京府が開設されてから昭和18年(1943)に東京都が設置されるまで、東京府庁が收受又は作成した文書で東京府文庫（東京府庁の文書庫）に保存されていたものです。

- ・明治期 約 11,700点
- ・大正期 約 3,300点
- ・昭和期 約 6,100点

2 東京市行政文書

明治22年(1889)に東京市が設置されてから昭和18年(1943)に東京都が設置されるまで、東京市役所で收受又は作成した文書で東京市役所文庫（東京市役所の文書庫）に保存されていたものです。

- ・明治期 約 1,500点
- ・大正期 約 2,000点
- ・昭和期 約 7,600点

3 郡役所文書

郡役所は、明治 11 年(1878)郡区町村編制法に基づき設置され、大正 15 年(1926)に廃止された役所で、東京府管内には荏原、豊多摩、北豊島、南足立、南葛飾、北多摩、西多摩、南多摩の 8 つの郡役所がありました。各郡役所が収受又は作成した文書で、その文書庫に保存されていた文書は、郡役所廃止後に東京府に引き継がれましたが、多くは昭和初期に廃棄されました。

・現存文書(7 郡 - 荏原を除く) 139 点

4 区役所文書

区役所は、明治 11 年(1878)郡区町村編制法に基づき設置されて、当初 15 区が設置され、昭和 7 年(1932)に市域拡張により 20 区が新設されて 35 区になりました。昭和 22 年(1947)に 35 区の統廃合が実施されて 22 区になり、同年板橋区の一部が分離して練馬区が設置されて現在の 23 区になりました。

現存する文書は、明治時代の麹町、神田、芝、赤坂、本郷、下谷各区のものですが、そのほとんどは、麹町区役所文書です。

・現存文書 264 点

5 編入町村役場文書

昭和 7 年(1932)と同 11 年(1936)の 2 度の市域拡張の際に東京市に編入された町村から東京市に引き継がれた町村役場文書です。当初は 2 万数千冊ありましたが、昭和 18 年(1943)に多くが廃棄されて、人事関係文書がわずかに現存するのみです。

・現存文書 461 点

上記の文書群が今日まで保存されたのは、太平洋戦争の局面悪化に伴う空襲の惨禍を避け、東京都がいち早く文書疎開を実施したことが大きいと思います。疎開作業は、昭和 19 年(1944)初頭から開始され、昭和 20 年(1945)空襲激化のもとでも続行され、埼玉県騎西町や南多摩郡由木町(現、八王子市)へ大量の文書が運ばれました。(文書疎開の詳しい説明については、当館研究紀要第 3 号白石弘之著「書庫の不思議 - 太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について - 」参照。)戦時下

の厳しい情勢のもとに、当時の東京市史編纂室のスタッフをはじめ、東京都の幹部職員が、これら文書群を貴重な歴史資料であるとして、その避難保存に万難を排して取り組んだからこそ、現在に引き継がれたということが言えるでしょう。

また、戦後疎開先から文書が復歸した後も文書課四谷分室から都政史料館(昭和 27 年設立、東京都公文書館の前身)と、保存のための受け皿を作り、適切な管理が図られたことが、戦後の混乱期における文書の散逸消滅を防ぐために大きな役割を果たしたことを忘れてはなりません。

このように、今日まで受け継がれた明治以降の公文書が文化財に指定されたことは、意味深いと思います。とかく文化財指定というと、どうしても建物、書画、仏像、古文書等の遺物や遺品のイメージが付きまといまいます。しかし、最近になって明治以降の公文書が文化財に指定される事例が見られます。一つは、国立公文書館で所蔵する『公文録』等(明治元年から明治 28 年)が平成 10 年に国の重要文化財に指定されています。二つ目は、京都府立総合資料館で所蔵する『京都府行政文書』が平成 14 年に国の重要文化財に指定されています。京都府行政文書の場合は、慶応 3 年から昭和 22 年までの間の一括指定であり、昭和の文書まで指定されるといった最も新しい時代の指定となっています。

少数の遺物や遺品が文化財指定を受けることが多いなかで、明治以降のもので、一つの群として系統的に多量に保存されてきた公文書が文化財指定となる意義は大きいと思います。昭和 62 年に公布された「公文書館法」により、国や地方自治体が作成する公文書を、「歴史資料として重要な文書」として適切に保存することが国や地方自治体の責務になりました。今までは、歴史資料としての公文書は、比較的地味な存在であり、その保存・利用の有用性も充分認知されてきたと言いがたいところですが、今後は地域や行政の歩みを検証する貴重な素材として、地域文化の創生に資するものになるでしょう。

当館でも、これらの文書が東京都指定有形文化財として指定されたことを契機に、今後とも現在の利用はもちろん、将来の利用に向けて、その適切な保存管理に努めていきたいと思っています。

- 所蔵史料紹介 - 明治時代の公文書にみる新選組隊士

今年のNHK大河ドラマは「新選組！」です。皆さんのなかでご覧になっている方も多いのではないのでしょうか。そこで今回は、新選組に^{ちな}因んだ史料をご紹介しますことにしましょう。

当館には明治時代の貴重な公文書が数多く所蔵されていますが、この中に新選組に関するものを何点か見出すことができます。ここでは、^{しのはらたいのしん}篠原泰之進・^{かのうみちのすけ}加納道之助・^{こんどういさみ}近藤勇の3人に関するものを取り上げてみましょう。

1 「^{じゅんなんしせつしやとりしらべがき}殉難死節者取調書」(620-C7-11)より

・隠れた功労者探し

まずご紹介するのは明治26年(1893)「殉難死節者取調書」です。明治時代の公文書には、難解な言葉が多いのですが、「殉難」とは「国難や社会、宗教などの危難のために一身を犠牲にすること」、「死節」とは「死ぬ覚悟で節操を守ること」(ともに『日本国語大辞典』)です。

明治26年、時の内務大臣^{いのうえがふる}井上馨は、各地方官に対し次のような「訓令」を発します。この「訓令」は東京府には6月10日付で知事富田鉄之助宛に届いています。

王政維新ノ際、専ラカヲ王事ニ致シ、殉難・死節・若クハ病歿シタル者ニシテ、爾後贈位等ノ特典ニ浴セス、或ハ生存者ニシテ其名湮滅^{いんめつ}顕^あレス、叙位等コレ無キモノアリテハ、国家彰功ノ主旨徹底セサル次第ニ付、地方官ニ於テ此際十分調査ヲ遂ケ、自然遺漏^{いろう}ノモノアラハ、其姓名并履歴書ヲ具シ、速カニ内申セラルヘシ、右訓令ス(同史料より)

つまり「明治維新の際に国事に奔走し、殉難・死節・病没して贈位等の荣誉に浴していない者や、生存者でもその名が世にあらわれず叙位等がない者があっては、国家の顕彰の趣旨が徹底していないことになる。地方官においてこのような者を十分に調査せよ」という「訓令」でした。「殉難死節者取調書」は、この訓令に基づき東京府で調査した者たちの履歴書・調査結果等の公文書を綴じ込

んだ帳簿です。

これを^{ひもと}繙くと、東京市芝区役所の調べによって、元新選組隊士篠原泰之進・加納道之助の2人を含む複数名を、東京府に内申したことがわかります。次に、東京府が彼らを国へ上申するかどうかの可否を、判断することになるのですが……。

・篠原泰之進の事績

元新選組隊士篠原泰之進は、維新後「^{はたしげちか}秦林親」と名乗り、当時東京市芝区芝新銭座町に住していました。中途に脱隊した彼ですが、「秦林親日記」(『維新日乗纂輯』第三<日本史籍協会、大正15年>)という手記を書き残し、新選組に関する貴重な情報を残したことで有名です。

「殉難死節者取調書」には、篠原の履歴書「秦林親履歴」という長文の文章があります(写真)。この履歴書は前述「秦林親日記」の文体と一致する箇所が見られるため、「日記」をもとに作成されたものと考えられます。しかし、新選組に入隊する事情を「偽テ幕府ノ新選組ニ遊食ス」としたり、安政5年5月に「本藩ヲ脱シ」としたりする等、「日記」の内容と矛盾する箇所があり、また「日記」に記されていない話もあることから、篠原の勤王家としての功績を誇張した可能性があります。ここでは一貫して篠原が「勤王ノ大志」を強くもっていたことが強調されています。



秦林親履歴

履歴書によると、彼は九州久留米藩士の出身で、水戸の天狗党とも気脈を通じていたといいますが(「日記」には書かれていません)。元治元年(1864)暮れ、伊東甲子太郎^{いとうかしたろう}等と京都に赴き、新選組に入

隊します。その後新選組に捕縛された長州の奇兵隊士赤根武人等を助けたり、第一次長州戦争のとき「長州御寛典」を主張したりと、勤王のアピールは続きます。

意見の相違から、伊東や藤堂平助等と共に新選組と袂を分かち「御陵衛士」となりますが（「高台寺党」）、伊東が油小路で近藤勇等に暗殺されて後、薩摩藩に身を投じます。このあと相楽総三率いる赤報隊にも属したことがありますが、それには特に触れず、戊辰戦争に百余りの兵を率いて参加したことが記されています。そこで征討大將軍仁和寺宮にも謁見し慰労されています。これら戦功の結果、下賜金「貳百五拾円」を受け、弾正台少巡察・大蔵省造幣寮十等監察を歴任します。

東京府は、芝区役所の調査について、篠原を「功勞ノ顯著ナル者トハ認メ難ク候」と評価します。しかし「王事ニ勤勞セシモノニ付……進達ニ及ビ候」と一応国へ報告することとします。

・加納道之助の事績

加納道之助の履歴書も綴じ込まれています（無題）。維新後「加納道広」と名乗り、芝区芝新銭座町に住み、篠原の大家でした。新選組では篠原と同じ伊東一派で「高台寺党」に属していましたから、その誼がまだ続いていたようです。篠原と同様、内容に誇張があるかもしれませんが、維新後の動向も含めてかなり詳しく記載されており、旧新選組隊士の貴重な記録といえそうです。

これによると、加納は天保10年(1839)、伊豆国加茂郡に生まれ、安政元年(1854)・文久2年(1862)に江戸に出て学問や剣術を修行するうちに、尊皇攘夷の志に目覚めます。知人から天狗党と行動を共にすることを勧められますが断り、元治元年(1864)、勤王の志のため「已ムヲ得ズ」新選組に身を投じます。そして新選組から伊東が率いる分派「高台寺党」に加わり、伊東肅清後に薩摩藩に逃れるという過程は、先の篠原と変わりません。

戊辰戦争では、薩摩の大久保利通等の命で江戸の様子を諜報活動を行い、探偵書を紙縄にして隠し持ち帰ります。赤報隊にも加わりますが、篠原同様、履歴書はこのことにあまり触れることはなく、引き続き関東地方の戦闘で「教導及ヒ探索方」として活躍したことが特記されています。時には

道に迷い、また命の危険に晒されながら奥州の戦闘へ赴き、「仙台・会津其他ノ賊ノ生擒者（捕虜）取調」にも任命されていたようです。後に薩摩藩に仕えて、御小姓組・中小姓等を歴任、明治2年(1869)12月新政府に仕えて開拓使主典となり、以後北海道関係の公務に従事し、西南戦争の会計吏としても従軍しました。最後は明治19年(1886)農商務省北海道事業管理局で非職を命じられます。

しかし、東京府は加納を次のように評価します。

(1)功績の主なものをあえて挙げるなら、

「……京都ニ於テ薩摩藩（薩摩藩）ニ投シ、慶応三年同藩命ヲ受ケテ、江戸ノ実情ヲ探偵シ、尋テ東山道先鋒薩軍（薩摩藩軍）ニ属シ、探偵・伝令・使節等ヲ勤メ、多少危険ヲ冒シテ東西ニ奔走シタル等ノ功勞」だけではないか？

(2)「一時、佐幕派浪士近藤勇ノ党ニ入り、又新撰組ニ同盟シタルハ、佐幕党ノ内情ヲ探ランカ為メ等ノ権謀ニ出ルニ非ス」。「元來新撰組ニ在タルヲ以テ、疑フ者多クシテ、胸襟ヲ開キ勤王ノ義ヲ談論スル者ナシ」。

よって、東京府は加納を「当初ヨリ志操堅固ノ勤王家ニアラス」とします。そして、表彰すべきほどの功績は認められないことから、国へ上申する手続きは要らないであろう、と判定しています。

……以上のように、東京府の判断は非常に厳しく、結局、加納の功績は、国へ上申されることはありませんでした（加納の履歴は、篠原のそれとさほど変わらないのですが、なぜか篠原の方が、評価が上になっています）。しかし分厚い「殉難死節者取調書」の中から、実際に国へ上申した事例はそう多くはなく、評価基準は極めて高いものだったことが窺えます。このように“維新功勞者への道”は、なかなかの狭き門であったといえます。

2 「御墓所墓地葬儀」(607-D5-7)より

・近藤勇の最後

慶応4年(1868)1月の鳥羽伏見の戦いののち、同年4月、旧幕府側は新政府軍に対し江戸城を無血開城し、徳川慶喜は寛永寺に謹慎して恭順の意を表します。しかし旧幕府側の一部はなおも戦い

続けようとしています。近藤が率いる新選組もそのひとつでした。古くからの同志の脱退にもめげず、近藤は新選組の再編にかかり、隊士の再募集が軌道にのるや、下総流山にその本拠を定めます。

しかし同年4月3日、流山の本拠は新政府軍に包囲されます。そのとき偶々隊士のほとんどが野外訓練に出ており、本拠には近藤ほか数名がいるのみでした。近藤は活を求めて「大久保大和」と名乗り新政府軍の陣中に出向きます。その「大久保大和」と名乗る人物を、近藤勇その人だと見破った者こそが、先にご紹介した加納道之助でした。

……下総流山^{きんぽうとんしゅう}近傍屯集ノ賊兵ヲ掃蕩^{そうとう}(掃討)スルノ命ヲ受ケ、賊ノ隊長大久保大和ナルモノヲ板橋本陣ニ送ル、此者^{すこぶ}頗ル^{みちひろ}近藤勇ニ似タリト云フモノアリ、参謀ヨリ通^{みちひろ}広^{みちひろ}(加納道之助)ニ之ヲ検査セシム、乃チ調所ニ至リ^み観^みレハ、正ニ是レ近藤勇ナリ(前掲史料「殉難死節者取調書」より)

新政府軍内に、「大久保大和」が新選組の近藤とすこぶる似ている、という人がいました。そこで、陣中にたまたま元新選組の加納がいたので、彼に“首実検”させたところ、やはりその正体は近藤勇と判明したのです。結局近藤は、板橋宿で斬首され、首が京都で晒されることになります。

・墓碑建立願い、そのねらい

この近藤の斬首から8年後の明治9年(1876)、維新政府に背いて戦没した者の祭祀を許可するという「太政官達書百八号」(明治7年)に基づき、近藤勇親類下板橋宿平民高野弥七郎より、近藤の墓碑建立願いが提出されます。墓地等の公文書を一括した「御墓所墓地葬儀」(607-D5-7)という帳簿には、そのときのものが綴じ込まれています(この史料は、既に桜井孝三氏が「近藤・土方供養塔建立の真実」<『歴史読本』第45巻第17号、新人物往来社、2000年12月号>という稿で紹介しています)。

書付をもって願ひ上げ奉り候
第九大区四小区
下板橋宿
式百三拾五番地

平民 高野弥七郎

私親類近藤勇と申す者、去る辰年關東御打入の節、当宿二おみて(1)御征敗(成敗)相成り、死骸取り捨ての砌、隣村滝野川村寿徳寺持旧墓地埋め置き候、然ル所、昨七年八月中第八号御布告の趣、許承し奉り、有り難き御趣意ニ依て、(2)今般右場所え墓印取り立て祭祀執行申度、尤宿村二おみて聊か差し障り御座なく候間、この段^こ麁^ろ(粗)絵図面相添え願ひ上げ奉り候、以上

明治八年十一月

右願人 高野弥七郎(印)

(ほか4名略)

東京府知事大久保一翁殿

ここで高野は、官軍の「關東御打入」で成敗された近藤の「墓印」を滝野川村寿徳寺に建立したい、と願ひ出ています。そして紆余曲折の後にこの願ひは太政官によって許可されています。

ところで、実はこの願書では、貼紙によって訂正されている箇所が2つあります。それによって出願者の意図が判明します。

- (1)「処罰」「征敗(成敗)」と訂正している箇所(史料傍線)
- (2)「今般右場所え墓印取り建て同様死亡之者共祭祀」「今般右場所え墓印取り建て祭祀執行」と訂正している箇所(史料傍線)

すなわち、この後者(2)の訂正前の箇所によって、出願者の高野が、出願する初めの段階では、近藤の祭祀のみではなく、近藤以外の者たちも同様に祭祀しようとしていた意図があり、それが何らかの理由により、願書の趣旨が近藤の祭祀のみに絞られたことがわかります。

ところが、実際に建てられた供養塔には、「近藤勇^{まさよし}昌^{ひじかた}宜^{とし}(正しくは「昌宜」)・土方^{ひじかた}歳^{とし}三^{ざう}義^{よし}豊^{とよ}之^{とよ}墓」と大書され、それとともに隊士たちの名前が列記された形となっています。つまり高野の当初の意図通りに彫られているわけです。これでは願書の趣旨と大いに矛盾してしまうのですが、この矛盾が如何にして処理されたのか、いまのところ知る術はありません。(了)

みちくさロビー展

- 第4回 展示報告 -

「^{アンティーク}古絵はがきから見る東京～名所観光案内から災害まで」

平成 15 年 12 月 1 日から 12 月 26 日まで、館で所蔵する明治・大正・昭和初期の絵はがき約 1,000 枚の中から 100 枚程を選び、名所や観光、災害をテーマに関連資料と共に展示しました。以下に展示テーマの概略を紹介いたします。

明治東京の名所

明治 33 年(1900)逓信省は、はがきの裏面にイラストや写真の使用を許可したため、空前の「絵はがきブーム」が生まれました。絵はがきは、時代毎の出来事を敏感に反映し、様々な絵柄が登場しました。明治 37・38 年の日露戦争ではたくさんの絵はがきが発行され、とくに日露の戦捷記念絵はがきは、大変な人気で大勢の人が購入しようと店に押し寄せました。

また、記念絵はがき以外にもたくさんの名所の絵はがきが発行されています。明治以降自由に旅行に行けるようになり、更に道路や鉄道が整備されると遠隔地へ行く機会が増え、旅先で手軽なおみやげの品として名所絵はがきは好まれたと考えられます。日本橋・銀座・皇居...下町では浅草・上野など、現在も名所としてたくさんの観光客が訪れる場所を、名所絵はがきの中に見ることができます。



「日本橋」



「上野公園西郷銅像」

東京の博覧会

明治から昭和初期にかけて、東京では大小様々な「博覧会」が催されています。明治 40 年「東京勸業博覧会」、大正 3 年(1914)「東京大正博覧会」、同 11 年「平和記念東京博覧会」、昭和 3 年「大正記念国産振興東京博覧会」、同 5 年「帝都復興式祭」、同 15 年「紀元二千六百年奉祝記念日本万国博覧会」などの記念絵はがきが作成されました。絵柄は建物や、^{パビリオン}娯楽施設などを中心にしたものがほとんどで、現在のテーマパークや観光施設のおみやげ用絵はがきに通じています。「東京勸業博覧会」の日本初の観覧車や電飾イルミネーションによる夜景、「東京大正博覧会」のエスカレーター、「平和記念東京博覧会」での水上飛行機など、大がかりな施設や催し物を観覧している人々の様子を絵葉書の中に見ることができます。



「(平和記念東京博覧会) 第二会場
満蒙館・朝鮮館夜景」

「紀元二千六百年奉祝記念日本万国博覧会」の記念絵はがきは、開催宣伝のために 3 月 15 日から 8 月 31 日の間に先行して販売されたものです。万博は財政難と世界情勢により中止になってしまいましたが、「紀元二千六百年奉祝記念祭」は東京を中心に昭和 15 年 11 月 10 日に実施され、たくさんの記念絵はがきが発行されています。



「紀元二千六百年奉祝花電車「奉祝」」

絵はがきの中の天災・震災

絵はがきの中には、天災被害の様子を活写したのがあります。当館には、明治 43 年(1910)の関東一円を襲った大洪水被害の様子、大正 12 年(1923)の関東大震災の絵はがきが所蔵されています。

* 明治 43 年大水害 諸川が氾濫、堤が決壊し、家屋・橋梁を浸水流失させ、東京市で浸水建物棟数約 12 万 2 千棟、死傷 27 名、行方不明 3 名、下谷・浅草・本所・深川に大きな被害をもたらしました。



「明治四十三年八月大洪水の實況
柳島方面出水急激被害甚大陸上八尺餘」

* 関東大震災 大正 12 年 9 月 1 日、伊豆大島北方相模湾海底を震源とするマグニチュード 7.9 という大きな地震でした。建物は崩壊し地震後に発生した火災・津波により、東京、神奈川を中心に関東一帯で死傷・不明 14 万余人も犠牲者をもたらしました。震災絵はがきは震災後すぐに発行されています。当館では「大正十二年九月一日正午 日本未曾有 関東大震災実況絵葉書」(第一報～第八報)「東京大惨害の實況」、被服廠跡地関係など多数の震災絵はがきが所蔵されています。



「東京大惨害の實況」

このような震災絵はがきは、民衆の好奇心を促し需要は極めて高かったようです。帰省土産や震災後の状況・近況を知らせる手段として、または

悲劇を忘れないための記念・記録として、様々な人が購入したと思われます。

東京の復興

関東大震災により壊滅的な被害を受けた東京は、街路・河川・運河・上下水道・公園・土地区画整理など 5 億円の予算を組んだ復興事業が行われ、7 年の歳月を経て昭和 4 年に完成します。



「帝都記念復興絵葉書 東京市復興の道程」

昭和 5 年(1930) 3 月、震災復興を総括するイベントとして「帝都復興祭」が実施されます。3 月 24 日、天皇皇后の東京市内の巡行・視察、翌 25 日には宮城前広場での記念式典が挙行されました。

帝都復興記念式典絵はがきには、凱旋門附近の巡行の様子や式典の風景、東京市内を走った花電車などが映し出されています。東京市公報には、震災絵はがきと復興絵はがきの抱き合わせ販売の様子が記録されています。



「復興の帝都御巡行鹵簿肅々宮城前奉迎通御」

復興祭以後も東京の復興作業は進められ、鉄筋のビルが建ち並び、道路も整備され、新名所を観光するバスの登場など、震災以前よりも大きな発展を遂げることとなります。その一方で、震災で残っていた土蔵や瓦屋根、狭い街路、といった古い町並みの姿は、消えていきました。

当館のご利用方法

どうぞ一度ご来館ください

東京都公文書館は、書架延長にしておよそ13kmの公文書、印刷物、図書類、和書類、地図類等を保有しています。

でもその前に～

当館の閲覧や複写に予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・大量に資料を利用したい場合
- ・撮影したい場合

入館したら～

当館1階入口で入館受付を済ませます。バッグ等お荷物をお持ちの方は、閲覧室の手前に設置のロッカー（無料）に、筆記用具以外の持ち物を入れてください。その後、閲覧室へお入りください。

閲覧室では～

窓口担当職員に、お調べになりたいものをお話してください。お調べの内容に沿うような目録をお渡ししますので、目録の中から閲覧したいものを特定し、当館にそなえてあります「閲覧票」にご記入・ご提出ください。職員が書庫からお出しします。

また、資料でマイクロフィルム化されているもの

のは、原本保護のためマイクロフィルム閲覧室で閲覧をお願いします。

複写したい場合は～

複写を希望される方は、当館に備えてあります「複写申請票」にご記入・ご提出ください。電子式複写は、一人又はグループで1日20枚までです。ただし、マイクロフィルムからの複写については枚数制限がありません。いずれも1枚20円で複写できます。

閲覧・複写できる資料は～

当館の資料は原則としてご利用できますが、次のものは除きます。

作成又は取得をして30年を経過していない公文書
「東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程」第2条第2項又は第3項により一般の利用が制限されている次の公文書等

- ・個人情報等が記録されているもの
- ・利用によって破損や汚損を生じるおそれがあるもの
- ・現に館において使用しているもの（目録作成など保存及び利用の開始のため館において使用しているものを含む。）
- ・一般の利用に供しないことを条件として寄贈された資料

利用案内・交通案内

【利用案内】

開館日時

- ・月曜日から金曜日まで（9時～17時）

休館日

- ・土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・臨時的休館日として公示した日

閲覧停止日

- ・奇数月の第3水曜日（祝日の場合は翌日）

【所在地】 〒105-0022

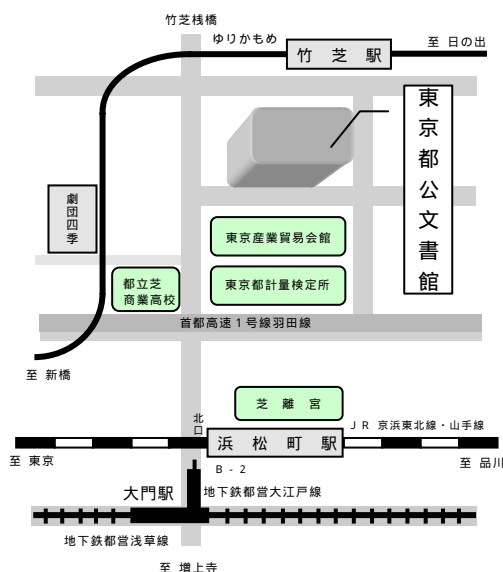
東京都港区海岸1-13-17

【TEL】 03-5470-1334

【FAX】 03-3432-0458

【ホームページ】 <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives>

【案内図・交通機関】



JR「浜松町」駅北口（新橋方面）下車（徒歩7分）

地下鉄都営大江戸線浅草線「大門」駅（B-2）下車（徒歩9分）

東京臨海新交通（ゆりかもめ）「竹芝」駅下車（徒歩2分）

都営バス「竹芝棧橋入口」下車（徒歩0分）
[浜95 東京タワー品川車庫]

都営バス「竹芝棧橋」下車（徒歩2分）
[虹01 浜松町 国際展示場駅]